

鹿島市暴力団排除条例（案）の概要

1 背景及び目的

近年、特に、佐賀県を含む北部九州地方においては、暴力団に関する事件が発生しています。このことは、市民の生活を脅し、市民の社会経済活動に影響を与えるおそれがあります。

このような不安要因を排除するためには、市をはじめとし、市民、事業者と一体となった暴力団排除に関する取り組みが必要となります。また、全国的な暴力団排除に関する機運が高まる中、佐賀県でも暴力団排除条例が今年1月1日に施行され、県内各市町でも条例制定の動きが活発となっています。

鹿島市においても、市民の生活や社会経済活動から暴力団の排除を推進し、安全で平穏な市民生活を確保し、健全な社会経済活動に寄与することを目的に条例（平成24年4月1日施行）を制定します。

2 基本理念

市民や事業者が、暴力団は市民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、「暴力団を恐れず、資金を提供せず、利用せず、事務所を開設させない」ことを基本とし、市、警察署、市民、事業者、関係機関などが連携、協力し合いながら暴力団排除を推進します。

3 責務

「市」 暴力団排除のための施策の推進

「市民」 暴力団排除の活動に努めること。 施策に協力すること。
情報を知ったときは市、警察署などへ情報を提供すること。

「事業者」 事業が暴力団に利することとならないようにすること。
施策に協力すること。 情報を知ったときは市、警察署などへ情報を提供すること。

4 市の施策

市は、公共工事などの事業や契約における排除措置、施設の使用・占用許可制限、市民への情報提供・助言などの支援、広報・啓発、中学校教育における必要な措置といった施策を推進します。

5 利益供与の禁止

市民や事業者は、暴力団を利用し、暴力団の活動や運営に協力する目的で暴力団に金品などの利益を供与することを禁止します。